

土岐市景観計画・景観条例を施行します



地域資源を活かした “キラリ”と光る土岐づくり

景観とは山や川などの自然の風景、市街地などの都市的な街並みなど、私たちが普段目にする全てのもののことです。

土岐市では、地域の風土を大切にしたい美しく住み良い景観づくりのため、この4月から土岐市景観計画と土岐市景観条例を施行します。

景観計画が目指すもの

土岐市の景観計画は、歴史的な資産を保全するためだけでなく、自然や街並みといった日常の中にある景観の魅力を見つけ、守り育てるための方針やルールを定めたものです。観光地の整備が計画の目的ではありませんが、規制誘導により良好な景観づくりを進めることで、観光資源の振興につながる側面をもちます。

計画の中では、自然景観や都市景観といった種類ごとに方針をまとめたほか、景観に与える影響の大きい大規模建築行為などが行われる場合、市が審査する仕組みを定めています。

memo

Q どこが対象なの？

A 土岐市の全体が対象です。

Q どんな決まりがあるの？

A 大きなビルが建つとまちの景色が変わるので、工事の前に届け出をしてもらいます。景観計画がないと、好き勝手なデザインの建物が建ってしまいます。

Q どんな建物でも届け出が必要ななの？

A 建築物の場合は、延床面積1,000㎡以上か高さ15mを超えるもの、土地の造成などは1,000㎡以上が対象です。

Q 届け出をするとどうなるの？

A 景観の面からチェックして、基準に合わない場合は、変更をお願いします。

景観計画協働地区



将来的に地域の方やまちづくり活動団体などと協働して、地域の特徴に応じたルールを設けることができる地区のことです。

土岐市景観計画では、市内7地区を景観計画協働地区の候補地に定めています。

事業を行う方へー景観条例に基づく届け出

市内で大規模な建築や建設、開発行為を行う場合、行為の30日以上前に、市へ届け出を行ってください。景観上問題がないかを審査し、指導などを行う場合があります。届け出の対象となる行為は次の通りです。

1. 延床面積1,000㎡以上または高さ15m超の建築物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替えまたは色彩の変更
2. 高さ15m超（ただし、擁壁は最高高さが2m超かつ見附面積200㎡以上）の工作物の新設、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替えまたは色彩の変更
3. 開発区域1,000㎡以上の開発行為

(注) 増築・改築の場合は、増築・改築した部分と既存部分を合わせた延床面積が1,000㎡以上となる場合に届け出が必要です。また、増築・改築した部分の高さが15mを超える場合も届け出が必要です。

問 都市計画課（内線312）